

# 一般質問

十二月定例会の一般質問は、十三日、十四日に行われました。この二日間で、十四名の議員が登壇し、市政各般について、二十四項目にわたり、質問を行いました。

## 市長の執行姿勢について

武末 哲治 議員

**問** 平成十三年六月議会で、私は市長公約である中学校給食の実施時期についてお尋ねしたが、この時にいただいた市長答弁は「教育委員会における中学校給食施設基本調査検討業務における調査や、中学校給食問題検討委員会の検討結果を見て方向性を出したい」というものであった。そこで、次の点についてお尋ねしたい。

① 中学校給食施設基本調査検討業務における調査及び中学校給食問題検討委員会の進捗状況について。

② 中学校給食問題についての市長の見解について。

**答** ① 中学校給食施設基本検討業務における調査については、平成十三年七月に市内各中学校施設の実態等の調査業務をコンサルタントに委託したが、報告書については同年十二月二十五日ま



市役所

で上がる予定である。中学校給食問題検討委員会については、平成十三年十月に立ち上げ、今まで二回の会議を開催している。今後、コンサルタントに委託した報告書が完成したら、これをもとに検討を進め、平成十三年度中に検討結果の報告をいただく予定である。

② 現在教育委員会で設置され、検討が進められている中学校給食実施検討委員会の報告を受けた後、財政的な面も含めて本市の状況を十分踏まえた上で判断したいと考えている。

## 市長の政治姿勢について

神 朗博 議員

**問** 政治資金規正法は、企業団体の政治資金の禁止を明確にしており、会社等の寄附の制限、量的制限、質的制限など、企業団体等に対する制限が明確になっている。市長答弁でも明らかなように、市長という立場から企業団体等にかかわるいかなる献金も受けるべきではないと思うが、次の二点について質問する。

① 平成十一年十二月末をもって資金管理団体は解散させたという答弁であったが、資金管理団体はいつをもって解散させたのか。

② 資金管理団体を解散させたわけであるから、一切の団体、個人寄附も受けられないという決意であると思うが、その認識について。

**答** ① 平成十一年十二月末をもって、事実上解散している。収支状況も確認したが、平成十二年以降は一切収支はない。なお、県に提出した解散届では、

平成十二年三月一日付となつていますが、これは収支を最終的に確認する事務手続等の関係で届け出がその日付になったものである。

したがって、議会の答弁については、事実上解散した日として平成十一年十二月末と申し上げた。

② 政治活動に関する寄附行為が法律により禁止されていることについては厳守していく。

したがって、あえて決意表明するまでもなく、当然のことだと考えている。

## 市長の市政への執行姿勢について

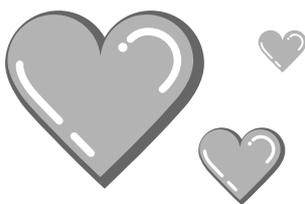
藤井 俊雄 議員

**問** 「地域通貨」とは、日常生活の中で「自分のできること」や「して欲しい事」を登録しておき、助けが必要な人に対して、「自分のできること」でお手伝いし、自分に助けが欲しい時には誰かに求められるというもので、お互いに支えあう「サービスや行為」を「時間やポイント、独自の紙幣」などに置き換えて循環させるシス

テムである。この「通貨」は、助けてもらった相手に対して、「ありがとう」の気持ちと一緒に渡すもので、市民の間をこの「通貨」が循環していくことで「あたたかい地域交流の輪」が広がる新しい地域づくりの手法であり、福祉施策としても注目されるが、当市に導入の考えはないのか。

**答** 「地域通貨」は、国が発行する法定通貨と異なり、コミュニティが独自に発行し、物やサービスを特定の地域やグループ内で循環させることで、市場では成り立ちにくいボランティアな価値を支えていくための道具であり、市民がお互いに支えあうシステムである。

本市の取り組みは、コミュニケーション支援計画策定委員会の検討事項として研究している。



### 市長の 出前トークについて

船越 妙子 議員

#### 問

市内三十二自治会で実施した市長の出前トークは初めての試みで市民の反応も良かったようだが、次の点をお尋ねする。

- ①実施状況と実施しての評価や気づいた点などの感想はどうか。
- ②出前トークで出された市民からの意見を今後の市政にどのように反映していくのか。市民の中に積極的に入り行う出前トークは単発的でなく続けてほしいがどうか。
- ③問題点として、幹部職員の出席に無理はなかったか。
- ④本市は男女共同参画都市宣言も行っており、もっと男女共同参画社会構築の必要性をアピールしていくべきだったと思うがどうか。
- ⑤管理職以外の一般職員に対しても市長と語る会を実施し、好評のようだが、どのようなものか。

#### 答

①平成十三年七月から十二月までの間、三十二地区すべてを対象に平日の夜間に実施し、合計で千四百六十八名の参加があった。市民及び行政の思いを率直に交換でき、情報や課題の共有化が図られ、非常に有意義と感じた。

②内容を十分検討し、国・県等の関係機関への働きかけを含め、計画的かつ有効な対応をしたい。



市内各自治会で実施された市長の出前トーク

出前トークは来年度も実施したい。

- ③週三日の実施は、過重であったと思う。見直しを検討したい。
- ④重要な問題であることは十分認識している。来年度はこれらを含め内容の見直しをしたい。
- ⑤職務を通しての思いや公務員としてのあるべき姿などについて率直に意見を交換しており、非常に有意義なものとなっている。

### 行政と議会の あり方について

友廣 英司 議員

#### 問

議員の政治倫理に関する質問に対し市長の答弁の内容に事実誤認があると市議から名誉毀損で提訴されるなど、一般質問の議論について議会の場から裁判の

場へ移るなど理解できない。事実誤認など内容に問題点があれば、議会の場でこれをただすべきと思うが、争点の内容はなにか。九月定例議会の一般質問で、議員が井上市長の答弁のあり方について尋ねた中で、市長の回答では政治倫理に触れるような発言があり、その内容が理解できない。人事案件は市長の判断と責任において決定する。いわゆる専権事項に属する最も大切な基本事項と理解するが、答弁の内容から助役、収入役選任の人事に介入、あるいは関与したと疑問が持てるがどうか。

#### 答

平成十二年十二月の一般質問の回答で議員が公共事業を落札した業者に同僚議員の親族の会社の見積もりを取るよう要請し下請けで使うよう暗に促した。この行為が政治倫理条例の精神



に反するとの認識で申し上げた。これを受けて神議員が答弁内容が事実でないとして提訴された。事の本質は政治倫理にかかわる行為があったかが問われる問題と認識している。二役人事を議会にお諮りした当時、北田議長は三人の方を助役、収入役として推薦され、平成十一年の秋、退職の申し出をされていた部長を慰留してほしいと私にお願いをされ、その数日後今度はその部長を助役にと言われた。市長の専権事項が議長にゆがめられてはならないのでその場で断った。

### 都市計画における 情報の提供について

前田 俊雄 議員

#### 問

都市計画において、立案段階では関係地元を含め市民に説明がなされ、その後手続きを経て計画が決定される。計画決定後は相当の期間を経て事業認可を受け事業に着手される。

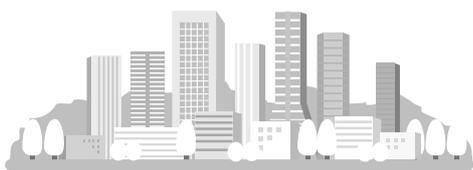
都市計画は、市民にとって大きな関心事であり、土地、家屋等の財産を収用される地権者にとって、転居等も含め、将来への大きな不安が募る重大事でもある。しかし、市民の大きな関心事であるにもかかわらず、市民がその後の経過を容易に知ることができず、こうした実態を踏まえ、都市計

画における経過の情報を提供する仕組みが必要と考えるが、市長の考えをお聞きしたい。

#### 答

情報提供の仕組みとして、まず、平成十四年四月から、市のホームページに生活地図情報を掲載することになっているが、このシステムを活用しながら、都市計画に関するさまざまな情報を、可能な限り市民に提供していきたいと考えている。

次に、所管窓口での情報提供としては、事業化に関する確かな情報の提供と、相手の立場に立った懇切丁寧な対応が重要と認識しているため、担当所管を明確にし、そして市民の方々とじかに接する所管窓口での情報の統一化と接遇の充実を図るため、職場でのミーティングの実施、市民対応マニュアルの策定及び分かりやすい説明資料の作成に着手したい。



## 防災について

古賀 恭子 議員

## 問

①市民防災の基本に被害拡大防止とあり、家庭での火災発生時の初期消火がこれに当たる。家庭用消火器の設置義務はないものの、いざという時のためには整備管理された状態で各家庭に設置されていなければならない。その整備管理の呼びかけを自治会及びその防災組織で行う消火訓練の際に詰めかえや使用方法、設置場所等の指導をされてはいいか。

②春日市内で消火器の設置義務を課されている集合住宅の状況や、自主管理を義務づけられているにもかかわらず有効期限が過ぎたものや設置場所もはつきりしていない古い集合住宅があると聞いているが、調査したことがあるか。地区防災組織に集合住宅の住人の参加なども呼びかけてほしい。

## 答

①本市では、平成十二年度に地域防災計画の見直しを図り、災害時に地域住民が一体となって組織的に行動できる自主防災組織結成の推進に努め現在十八地区で組織され消防署の指導のもとに、防災訓練が実施されており、訓練時に消火器を使った消火訓練を実施しながら、消火器設置の推進と普及に努める。



②大規模な集合住宅等における消火設備については、消防署において把握されており小規模な集合住宅等については、消防署の立ち入り検査が義務づけられておらず把握できていないのが実情であり、今後は市報やパンフレットの配布、メディア等を利用しながら消火設備の普及推進に努め、防災意識の高揚を図っていききたい。

## 自衛隊福岡病院の

## 一般開放について

古川 詳翁 議員

## 問

自衛隊福岡病院は昭和三十三年三月に開設され、現在十五科目、病床二百床、准看護士養成所を併設し、防衛医科大卒の医者を初め医者・看護等スタッフは極めて優秀な人材がそろっている。

しかし当病院は「自衛隊員及び隊員の被扶養者等に対する診療」に限定される上に保険で補てんされる診療費等は財務省に入るから、その分まで防衛庁が負担すること等一般開放する制約も多い。しかし自衛隊OB初め市民の強い要望があり、横須賀市等一部開放している例もある。そこで尋ねる。①当病院の一般開放実現のため防衛庁、厚生労働省等に積極的に働きかける意思はあるか。②同一一般開放に筑紫地区医師会の理解と同意を得るため働きかけてはどうか。

## 答

①②本市としても自衛隊病院の医療技術等を活用して、より地域身近で親しみのあるものであつてほしいと願う気持ちがある。

病院側としても、より地域に貢献したいという気持ちがあるようなので、一般開放の実現に向けて



自衛隊福岡病院 (小倉東1丁目)

研究してまいりたい。

現実的な課題として、設備人員などが実質的に対応できるか。本来の設置目的を逸脱しない範囲でどういう開放が可能か。などの受け入れ体制について、東京、横須賀、三沢の事例も調査させていただき、今後十分に時間をかけて、筑紫医師会、厚生労働省、防衛庁等関係機関との調整を図りながら、課題を研究し、慎重に対処していききたい。

公益法人等への一般職の  
地方公務員の派遣等に関する  
法律施行に伴う  
対応について

北田 織 議員

地方分権の進展などにより、地域における人材活用などを

通じた地方公共団体と公益法人等との適切な連携、協力による行政課題への対応のため、平成十四年四月に派遣法が施行される。

①社協は地域福祉事業の推進、福祉サービス利用援助事業の取り組みなどその役割は大きく、派遣団体としないのはなぜか。また支援体制はどうするのか。

②事務改善委員会は助役を委員長として部長及び部長相当職にあるもので構成され、議論の未確認事項がなされたが、図書館の運営や公社のプロパー化など異なる結

論になっている。それはなぜか。市長にとって事務改善委員会はどのような位置づけか。関係者に説明はしたのか。

## 答

①運営基盤の強化や事務体系の整理等が行われ、所期の目的が達成され、市と社協の連携、地域福祉の推進も図られた。両者で協議を行い、平成十四年度から当面職員派遣は行わない。しかし、健康福祉部と連携を図り指導、援助の強化、継続し力を合わせて福祉行政のパートナーとして邁進していききたい。

②事務改善委員会の結論は周知しておりこれを踏まえ、四役会議で決定した。また、資料検討や問題点の確認を行い、最終的に市長への報告書という形でまとめた。委員会は確認事項を整理してもらい、最終的に四役で決定するための判断材料と位置づける。振興公社へ最終報告はしていないが、委員会へは通知、報告している。



ふれあい文化センター (大谷6丁目)

### 春日市表彰条例について

友廣 英司 議員

#### 問

十一月三日文化の日に春日市は市の政治、経済、福祉、教育文化、市政振興に寄与され市民の模範と認められた方が表彰され、大変喜ばしいことです。しかし時代背景から、現在の春日市表彰条例は若干、受賞対象者への条件が厳しすぎるのではないかと。ボランティアで活躍されている方、趣味や特技を生かし地域で生涯学習の指導、環境保全の推進に努めている方、季節を問わず学童の安全な通学を見守っている方など、模範となる多くの市民が顕彰されるように、条例をもっと幅広く適用できるように見直してはどうか。また、名誉市民制度などの導入の考えはないか。受賞者の喜び、生きがいを引き出すことは、更に市政発展につながるのではないかと。

#### 答

表彰条例による一般表彰については、現実的には団体の役員等として長期にわたって活躍された方々などが受賞の中心となっており、地域でのさまざまなボランティア活動、文化・スポーツでの活躍された市民の方々を積極的に発掘評価し、表彰することがやや難しい傾向にある。これを踏まえ、地域の幅広い市民活動を積



春日市表彰式（平成13年11月）

極的に評価できるような新たな区分を設けるなど検討している。

名誉市民については、選考の難しさ、名誉市民の位置づけ等大きな課題もある。名誉市民という新たな分野の創設でなく、現在の各表彰区分に相当する場合で特にその功績が著しい方を対象とした特別枠としての特別表彰を創設の方

### 公園整備について

古賀 恭子 議員

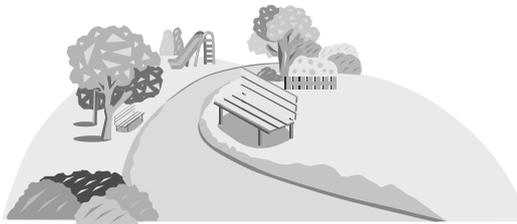
#### 問

①地域の公園は異年齢の子どもたちの出会い、遊びの場であることは昨今変わらなはずのもの、突然大きな樹が公園の真ん中に植えられ、子どもたちの遊び場がなくなつた。聞くところ

によると再三注意してもボールが近所の家に飛び込み迷惑だったから遊び場をなくすために樹が植えられたということらしい。樹を植える物理的解決ではなく教育的見地からの解決の配慮はできなかつたのか。②公園を追われた子どもたちは小学校の運動場に行つたが、すでに学校開放で別の団体が使用中で遊べない。学校教育で公園等公共の場所での遊び方を、社会教育・家庭教育では社会的ルール、団体には校庭使用の指導が必要になつてくると思うがいかがか。

#### 答

①地域の公園は幼児から高齢者までを対象として散策、休養、運動、レクリエーション等の場として幅広く利用されており近年公園利用についての市民のニーズが多様多様になってきておりそれによる周辺住民とのトラブルも発生しており、このことから、



公園には地区と協議を行い、今後の整備に当たっては、地元自治会関係者を初め教育委員会とも連携を図りながら協議を進め整備をしたい。②単に公園・学校開放事業や遊び場をどうするかということではなく二十一世紀に生きる春日の子どもの像を実現するために、社会教育、学校教育また地域、家庭をつなぐネットワークを、より緊密にする必要がある中から解決の糸口が見えてくると思われる。

### 暴走族対策について

古川 詳翁 議員

#### 問

家庭や地域の教育能力の低下と相まって、凶悪犯罪者の低年齢化が大きな社会問題となつている。実力行使には厳しい規制がかけられている警察に対してすら暴行を働くことがある。特に暴走族が起す事件は死亡を含み悪質、凶暴化している。悪質な暴走行為や犯罪を未然に防止し、青少年の健全育成を図るため、平成十三年六月現在全国で県条例六件、市町村条例百二十一件の暴走族根絶条例が制定されている。そこで尋ねる。①暴走族の活動状況、市民の苦情、警察の取り締まり状況は。②低年齢層が多い暴走族の取り締まりと青少年の健全育成のため、

暴走族取締条例の制定と学校での適正な指導が必要と思うがどうか。

#### 答

①筑紫野警察署管内においては四グループ人数百六十五人、本市内では約二十人程度を把握している。

爆音走行による騒音苦情や、公園や空き地に集団でたむろしているとの通報が主な内容である。

警察では、暴走族総合対策の強化を重点推進事項に揚げ、特別取り締まりを実施している。

②暴走族の根絶や追放するための条例制定は約百三十の自治体に広がっている。

この点については、近隣市町の動向を見ながら検討してまいりたい。

調和のとれた人間形成を目指すために、学校、家庭、地域をつなぐネットワークの構築が必要である。

